

提出部局名	環境省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	<p>上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。</p> <p>a)個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何</p> <p>b)共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることとなる計画や政策の策定や実施における環境配慮の促進を図るため、環境省では以下の施策を進めている。</p> <p>) 施策の概要</p> <p>戦略的環境アセスメントの導入による個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の促進。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>環境省ではこれまで海外の戦略的環境アセスメントの制度についての調査、国内の上位計画の策定プロセスについての調査等を行ってきた。</p> <p>平成 18 年度はそれを踏まえて戦略的環境アセスメント総合研究会において我が国での戦略的環境アセスメントの導入についてご審議頂き、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画のうち事業実施に至る検討過程や検討内容が比較的明確であり、環境影響評価の目的、共通の手続き、評価方法等の議論が可能な位置・規模の検討段階について戦略的環境アセスメント導入ガイドラインをとりまとめた。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>とりまとめたガイドラインを踏まえ、位置・規模の検討段階における戦略的環境アセスメントの導入に向けた取組を進める。</p> <p>また、より上位の計画の策定に当たっての戦略的環境アセスメントの制度化に向けての取組、政策の決定段階に当たっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進める。</p> <p>) 課題を踏まえた検討中の制度改正等</p> <p>とりまとめたガイドラインを踏まえた取組を推進するため、予算、組織等の要求を検討中。また、より上位の計画及び政策の決定に当たっての戦略的環境アセスメントに関する調査に係る費用についても引き続き予算要求することを検討中。</p> <p>調査内容項目 b)について</p>	

(基盤整備分野)

第三次環境基本計画において「戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図る」こととされたことを受け、環境省では以下の施策を進めている。

) 施策の概要

位置・規模等の検討段階における戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインのとりまとめとそれを踏まえた取組の推進

) 施策の実施状況

学識経験者による戦略的環境アセスメント総合研究会において、平成18年8月より5回の研究会と1回の関係者ヒアリングを開催して、位置・規模等の検討段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るための共通的な手続・評価方法等を示す位置・規模等の検討段階に戦略的環境アセスメント導入するためのガイドラインを取りまとめ、平成19年4月に、関係省、都道府県・政令指定都市に通知した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

戦略的環境アセスメントについては、事業の位置・規模等の検討段階において、戦略的環境アセスメント総合研究会報告書(平成19年3月)を受け、事業の特性や戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(位置・規模等の検討段階)等を踏まえて実施事例を積み重ねる。また、それら取組の状況等を踏まえてガイドラインを不断に見直す。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

とりまとめたガイドラインを踏まえた取組を推進するため、予算、組織等の要求を検討中。

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	<p>上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。</p> <p>a) 個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何</p> <p>b) 共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
<p>調査内容項目 a)及び b)について</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地造成事業については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月18日:特殊法人等改革推進本部決定)から、工業団地等の建設は今後想定されないこととしていること、また、ダム・堰事業については、経済産業省所管の工業用水分の単独建設が今後想定されないため、戦略的環境アセスメント導入に向けた当省独自の取組は特段実施していない。</p> <p>発電所については、第2回戦略的環境アセスメント総合研究会で示されたとおり、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)は存在しない。環境省総合環境政策局長より、「戦略的環境アセスメント導入ガイドラインについて」(平成19年4月5日付)において、「発電所の取り扱いについては結論が得られなかったことから、個別ガイドラインの作成等の戦略的環境アセスメントへの取組を求めない」との通知を受けている。</p>	

(基盤整備分野)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	<p>上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。</p> <p>a)個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何</p> <p>b)共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
<p>調査項目 a)b)について</p> <p>公共事業の構想段階における計画策定プロセスの検討</p> <p>) 施策の概要</p> <p>国土交通省においては、社会資本整備を進めるに当たり、事業実施に関して、透明性、公正性を確保し住民等の理解と協力を得るため、平成15年6月に『国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン』を策定し、事業者からの積極的な情報公開・提供等を行うことにより住民参画を促し、住民等との協働の下で、事業の公益性及び必要性について適切な判断を行うなど、より良い計画作りに取り組んでいるところ。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>前述のガイドラインを基に、一部事業においては個別に、構想段階における住民参加手続きのガイドラインを定め、計画策定プロセスの透明性をより明確にした取り組みを実施してきているところ。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>国土交通省においては、計画作りにあたって、住民参画の下で、社会経済面、環境面等様々な観点から総合的に判断していく必要があり、これらの取り組みが、より効果的で実効性のあるものとするためには、計画策定プロセスをより透明性をもったものにしていくことが求められていると認識しているところ。</p> <p>) 課題を踏まえた検討中の制度改革等</p> <p>以上を踏まえ、国土交通省においては、平成19年3月に学識経験者からなる『公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会』を設置し、公共事業の構想段階における計画策定プロセスの中での「計画策定プロセスにおける公衆関与、地方公共団体等の関与のあり方」や「社会面、経済面、環境面等総合的な観点からの評価のあり方」等についての検討を実施し、ガイドラインを策定することとしている。</p>	

(基盤整備分野)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	<p>上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。</p> <p>a)個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何</p> <p>b)共通的ガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
<p>平成19年3月、戦略的環境アセスメント総合研究会により、「戦略的環境アセスメント総合研究会報告書(以下「報告書」という。)」が取りまとめられた。これを受け、環境省では平成19年4月5日、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(以下「SEA導入ガイドライン」という。)」を策定したところである。</p> <p>SEA導入ガイドラインは、対象計画の策定や参画・協働のプロセスを画一的なものとするを目的とするものではなく、また、対象計画の特性、事業の特性、事案の性質等に応じた柔軟な取扱いに留意する必要があるとされていることから、土地改良事業におけるSEA導入ガイドラインの取組について検討を行う。</p>	

(基盤整備分野)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	厚生労働省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	<p>上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。</p> <p>a)個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何</p> <p>b)共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
<p>調査項目 a) 及び b) について</p> <p>既に第 4 1 回中央環境審議会総合政策部会資料 3 - 2 「平成 1 9 年点検 重点調査事項案への関係府省コメント」で述べたとおり、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)に基づく環境影響評価の対象となる事業のうち、厚生労働省が担当するものとしては、当省が直轄で実施するダム・堰事業並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)が実施するダム・堰事業が該当するが、これらについては、当省ではダム・堰事業を直轄で行っておらず、また、水道事業者等が大規模なダム・堰の新築等を行う予定は当面ないことから、当省では戦略的環境アセスメントの導入に向けた取組は特段実施していない。</p>	

(基盤整備分野)

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	防衛省
重点点検分野名	長期的な視野をもった科学技術、環境情報、政策手法等の整備
重点調査事項	戦略的環境アセスメントの取組状況
調査内容項目	<p>上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みである戦略的環境アセスメントについては、以下の事項について調査。</p> <p>a)個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画や政策の策定や実施における環境配慮の現状と課題如何</p> <p>b)共通のガイドラインの策定等我が国における検討・実施経緯と今後の実施に向けた課題と対応の整理如何</p> <p>(以上、関係府省すべて)</p>
関係府省(回答府省)	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
ヒアリング府省	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、防衛省
<p>調査内容項目 a) 及び b) について</p> <p>平成 19 年 4 月 5 日に「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が提示されたところであり、防衛省としても早期導入を検討しているが、「防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」の整備にあたっては従来から国土交通省の省令に倣って定めており、双方の省令は事業主の定義を除いて内容的には同一のものとなっている。このように、戦略的環境アセスメントの導入についても原則的に国土交通省の対応を踏まえ実施していくことになると思われ、現在、国土交通省における戦略的環境アセスメントの導入に係る情報を収集しているところである。さらに環境省をはじめとする関係省庁における導入に係る情報収集を行い、その対応をも参考に防衛省としても戦略的環境アセスメントの導入を検討することとしている。</p> <p>なお、防衛省の行う飛行場及びその施設の設置及び変更の事業としては、日米間の交渉により設置等されるもの又は自衛隊の所要により設置等されるもの等が考えられるところであり、事業主体は防衛省であっても、戦略的環境アセスを実施すべき時点等について、他省庁の動向等を参考に今後検討しなければならない課題である。</p>	